

入札公告

ごみクレーン点検修理の実施について、下記のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和6年9月13日

北河内4市リサイクル施設組合
管理者 広瀬慶輔

1 発注内容

- (1) 件名 ごみクレーン点検修理
- (2) 履行場所 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
北河内4市リサイクル施設組合
- (3) 履行内容 本件仕様書のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 予定価格 事後公表(消費税及び地方消費税の額を含む)
- (6) 支払条件 支払請求書を受領した日から40日以内に支払う
- (7) スケジュール

項目	日時等
質疑受付期限	令和6年9月20日(金)から 令和6年9月26日(木)正午まで
質疑の回答	令和6年9月27日(金)午後2時以降、 組合ホームページにて公表
入札書及び入札参加申請書の提出 期限	令和6年9月27日(金)から 令和6年10月11日(金)までに必着する こと。(当組合事務局あてに郵送)
開札	令和6年10月15日(火) 午後2時 (北河内4市リサイクルプラザ管理棟1階事務室)
落札結果の公表	組合ホームページにて公表

2 競争入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格は、枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の入札参加資格者名簿に登録している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 一般競争入札に参加するものは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市において指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に該当する者でないこと。
- (6) 発注仕様書に示された修理ができること。

3 質疑について

本件の質疑については、電子メールで行うこととする。

- (1) 質疑については、『ごみクレーン点検修理に係る質疑について』のメール表題にて北河内4市リサイクル施設組合（メールアドレス jimukyoku@kazaguruma.or.jp）へ送信すること。
- (2) 質疑があった場合、令和6年9月27日（金）午後2時以降に組合ホームページに掲載します。

4 入札方法等

- (1) 入札は、下記の要領により、一般書留郵便又は簡易書留郵便で郵送すること。
- (2) 入札書には会社の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入して、枚方市・寝屋川市・四條畷市・交野市のいずれかに届けている使用印鑑を鮮明に押印すること。
- (3) 入札書等の宛先は次のとおりとする。
〒572-0855 寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
北河内4市リサイクル施設組合事務局 宛
(『ごみクレーン点検修理 入札書在中』と朱書きすること)
- (4) 入札書等はダウンロードをしたものを使用すること。
- (5) 入札では予定価格の制限に達しなかった場合については、再度入札を行います。入札回数は1回で再度入札は2回となります。

- (6) 入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税の額を含む金額（円単位）を記載すること。なお、「1 回目の入札書 > 2 回目の入札書 > 3 回目の入札書」の金額となるように記入すること。
- (7) 入札書は件名の横に「1 回目」、「2 回目」、「3 回目」と記載した入札書を各々の内封筒（合計 3 部）に入れ、入札書の入った封筒にも同じように件名と「1 回目」、「2 回目」、「3 回目」と記載し、「4 入札方法等（3）」の宛先を記載した外封筒に入れて郵送すること。

5 開札の日時等

開札は下記のとおりとする。

- (1) 開札予定日時 令和 6 年 10 月 15 日（火）午後 2 時
- (2) 開札予定場所 北河内 4 市リサイクル施設組合管理棟 1 階 事務室
入札者及びその代理人は立ち会うことができない。

6 入札の中止

北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則（平成 16 年 6 月 1 日規則第 9 号）第 15 条の規定による。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則（平成 16 年 6 月 1 日規則第 9 号）第 16 条第 3 号から第 7 号までのいずれかに該当する入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した者の入札

8 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則（平成 16 年北河内 4 市リサイクル施設組合規則第 9 号）第 10 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札者が 2 人以上存在するときは、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定により、くじ引きで落札者を決定する。くじを引く場合、同入札業務に直接担当しない組合職員にくじを引かせることができるものとする。

9 入札保証金

北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則第 7 条第 2 号の規定により免除とする。

10 契約保証金

北河内 4 市リサイクル施設組合契約規則第 34 条の規定を適用し契約金額の 10/100

以上を納めること。ただし、北河内4市リサイクル施設組合契約規則第34条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を全部又は一部を免除する。

11 契約の締結

契約書は、組合所定のものを使用する。

12 談合その他不正行為の対応について

本入札について、談合その他不正行為が認められた場合は、公正取引委員会及び警察当局へ通報するなど、厳正に対応するので了知されたい。

13 雑則

書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

また、提出された書類は、返却しない。

14 問合せ先等

(1) 問合せ先

大阪府寝屋川市寝屋南一丁目7番1号

北河内4市リサイクル施設組合 事務局

電話 (072) 823-2038

※ 落札決定後における情報の公表について

ごみクレーン点検修理の入札に関する提出書類については、北河内4市リサイクル施設組合情報公開条例に規定において、公開しないことができる情報を除き、すべて公表するものとする。

入札に関する書類用 封筒書き方見本

- 1 外封筒の宛先（角形 2 号（240 mm×332 mm）の封筒を使用）の表書き

〒572-0855

寝屋川市寝屋南一丁目 7 番 1 号

北河内 4 市リサイクル施設組合 事務局

ごみクレーン点検修理 入札書在中（朱書き）

- 2 入札書封筒（長形 3 号（120mm×235mm）の封筒を使用）の表書き

ごみクレーン点検修理 入札書在中（朱書き）

【要領】

入札書は、『ごみクレーン点検修理 入札書』と朱書きした封筒（封筒の裏面には、差出元である会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名を記入のこと。）に封入し、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」で郵送により北河内 4 市リサイクル施設組合事務局宛に期限内に必着すること。